

学校法人法政大学総長候補者選挙規則

規定第1048号

一部改正 2010年 6月30日 2012年 6月13日
2015年 6月10日 2015年12月 9日
2018年 4月 1日 2020年 1月15日

(目的)

第1条 この規則は、学校法人法政大学寄附行為第12条第2項に定める法政大学総長（以下「総長」という。）候補者の選出方法について定める。

(方法)

第2条 総長候補者の選出は、この規則の定めるところにより、選挙により行う。この選挙は、選挙人の自由に表明された意思によって、公明かつ適正に行われなければならない。

2 総長が欠けたとき、理事会は総長の後任者を選任することができる。選任方法は前項に準ずる。

(選挙人)

第3条 本規則の選挙人は、専任教職員として、選挙期日の年度4月1日時点に在職し、選挙の期日現在勤続している者（第5号に定める評議員を除く。）とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、あらかじめ任期を定めて採用された者は、本規則に定める専任の教職員に該当しない。

(1) 大学の専任教授、准教授、専任講師（以下「大学専任教員」という。）（定年延長者を含む。）

(2) 法政大学助手規程に定める助手（定年延長者を含む。）

(3) 専任職員

(4) 中・高等学校の専任教員

(5) 寄附行為第20条に定める評議員

2 前項のうち、第8条第1項の規定による選挙人の確定時において休職者、長期欠勤者、在外研究員等規程に定める在外研究員等の種類のうち、海外出張員を除く在外研究員、在外研修員、在外出講員、交換研究員に該当する者は除く。ただし、次の各号に該当する休職者はこの限りではない。

(1) 大学外の業務に一定期間従事することを命じられたとき。

(2) 大学が承認した公職に就任し、そのために業務遂行上支障が生ずると認められるとき。

(3) 大学の労働組合の専従者となったとき。

3 第1項第1号から第5号までの資格を2以上持つ者は、第5号が優先するものとする。ただし、大学専任教員の身分を持つ者は第1項第1号を優先するものとする。

(投票区)

第4条 各選挙人は、次の各号における主たる勤務地の投票区で投票する。（別表）

(1) 第1投票区（市ヶ谷校地勤務者）

(2) 第2投票区（多摩校地勤務者）

(3) 第3投票区（小金井校地勤務者）

(4) 第4投票区（三鷹校地勤務者）

(5) 第5投票区（川崎校地勤務者）

(6) 第6投票区（鶴見校地勤務者）

2 第1項の規定にかかわらず、第3条第1項第5号に定める評議員は、第1投票区で投票するものとする。

(被選挙人)

第5条 本規則の被選挙人は、第3条に定める本選挙において選挙権を有する大学専任教員20人以上25人以内の推薦人の推薦を受け立候補した者とする。ただし、推薦人は、複数の被選挙人を推薦することはできない。

2 前項の規定にかかわらず次の各号の一に該当する場合は被選挙人となることができない。また、任期中で総長の職を辞した場合若しくは失った場合又は前任者の残任期間に総長に就任した場合に

についてもその任期を1期として通算する。

- (1) 通算2期総長であった者
 - (2) 学校教育法第9条の欠格事由に該当する者
 - (3) 本法人において解雇の処分を受けたことがある者
- 3 総長代理又は代行であった期間については、これを総長としての任期に通算しない。

(選挙管理委員会)

第6条 総長は、次に定める選挙管理委員を委嘱し、これを公示する。

- 2 中央選挙管理委員会（以下「中央選管」という。）を市ヶ谷校地に設置し、専任教職員及び寄附行為第20条第2号に定める評議員のうちから委員7人を委嘱する。
- 3 次の各号の定めにより地区選挙管理委員会（以下「地区選管」という。）を設置し、委員を委嘱する。
 - (1) 市ヶ谷校地（第1投票区）に専任教職員から6人、専任職員から4人
 - (2) 多摩校地（第2投票区）に専任教職員から3人、専任職員から4人
 - (3) 小金井校地（第3投票区）に専任教職員から2人、専任職員から4人
 - (4) 三鷹校地（第4投票区）に専任教職員のうちから5人
 - (5) 川崎校地（第5投票区）に専任教職員のうちから5人
 - (6) 鶴見校地（第6投票区）に専任教職員のうちから5人
- 4 中央選管及び各地区選管（以下「各選管」という。）に、委員の互選により、委員長をおく。
- 5 各選管の委員長は、委員会を代表し、その事務を統括する。
- 6 各選管の会議は、その委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 7 各選管の議事は、出席委員の過半数（委員長を除く。）で決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。
- 8 大学教員理事選出における中央選管は第2項に定める委員が兼ね、地区選管は第3項第1号から第3号までに定める委員が兼ねる。

(選挙管理委員会の職務)

第7条 中央選管は、この規則によって行われる総長候補者の選挙に関する事務を管理し、その疑義を処理する。

- 2 中央選管は、選挙人の確定及び選挙人名簿の調製に伴う選挙人名簿異議申立の審議を行う。
- 3 中央選管は、被選挙人の所信を表明する機会を設けることができる。
- 4 地区選管は、当該地区の選挙に関する事務を管理する。
- 5 地区選管の委員長は、当該地区の選挙に関する状況を中央選管に書面で報告しなければならない。
- 6 地区選管は、委員のうちから当該地区の投票管理者及び投票立会人並びに開票立会人を選任する。
- 7 中央選管及び地区選管は、この規則に定めのない事項を行うことができない。

(選挙人名簿)

第8条 中央選管は、選挙人の確定及び選挙人名簿の調製の任にあたる。選挙人の確定は、本選挙の期日の10日前までに行わなければならない。

- 2 選挙人名簿は、選挙を通じて一の名簿とする。
- 3 選挙人名簿は、各投票区毎に選挙人の所属、氏名及び身分等を記載しなければならない。
- 4 選挙人名簿は、中央選管が定める期間、定められた場所において縦覧に供さなければならない。
- 5 前項における選挙人名簿に異議ある者は、中央選管に選挙の期日の15日前までに異議申し立てを行わなければならない。選挙人名簿の変更は認めない。
- 6 中央選管は、選挙人名簿の縦覧場所及び期間を選挙の期日の20日前までに公示しなければならない。

(選挙期日)

第9条 総長の任期満了による選挙は、その任期が終わる日の4か月前までに行うものとする。

- 2 選挙の期日は、理事会がこれを定める。
- 3 任期満了以外の事由により総長の選挙を行う必要が生じた場合については、前項に準ずる。

(投票)

第10条 選挙は投票により行う。

- 2 投票は、1回の投票につき選挙人1人1投票とし、単記無記名とする。
- 3 投票は、決選投票も含め選挙の期日の同一時刻に全学一斉に開始し、同一時刻に全学一斉に終了するものとする。
- 4 投票所の設置、投票の立ち会い、選挙人の確認等投票の管理に関する事務は、地区選管が行う。
- 5 業務上その他やむをえない事由のあるときは、第1次投票に限り期日前投票を認める。
- 6 期日前投票については、中央選管の定めるところによる。
- 7 中央選管が投票の方法として便宜であると認めた場合には、記号式投票を認める。
- 8 選挙人の投票区の変更方法については、中央選管の定めるところによる。
- 9 天災その他避けることのできない事故により投票を行うことができないときは、中央選管において、審議し、投票時間を変更することができる。中央選管が期日の変更が必要であると判断した場合は、理事会において再度期日を定めることができ、中央選管がそれを公示する。

(選挙の成立要件)

第11条 選挙は、選挙人総数の3分の2以上が投票したとき、成立するものとする。

(当選要件)

第12条 総長選挙における当選者は、有効投票数を第17条により計算した得票総数（以下「得票総数」という。）の過半数を得た者とする。

(信任投票)

第13条 総長候補者選挙において、第5条に定める被選挙人となるべく届出のあった者が1人であるとき若しくは1人となったときは、信任投票を行う。

- 2 信任投票は、選挙人総数の2分の1以上が投票したとき、成立するものとする。
- 3 第1項に定める被選挙人は、信任投票による有効投票数を第17条により計算した投票総数の過半数が信任であった場合、前条にかかわらず総長候補者選挙における当選者となる。

(決選投票)

第14条 投票の結果、第12条に定める当選要件を充たす被選挙人がいない場合には、得票の多い者上位2人について決選投票を行う。なお、決選投票は2人の候補者を選定したうえで行うこととし、第1次投票の結果、得票数1位の者が3人以上、若しくは得票数2位の者が2人以上になった場合、決選投票の資格を得る者は、くじにより決する。くじの方法については、中央選管の定めるところによる。

- 2 決選投票は、選挙人総数の3分の2以上が投票したとき成立するものとする。
- 3 決選投票は、得票数の多寡が決するまで繰り返し行うこととする。
- 4 決選投票の結果については、得票総数の最多数を得た者を当選者とする。

(開票)

第15条 開票は、選挙の期日の当日、投票終了後速やかに行う。

- 2 開票の管理は、開票立会人のもとに、各地区選管が行う。

(無効投票)

第16条 次の各号に該当する投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 被選挙人以外の者の氏名を記載したもの
- (3) 1投票中に2人以上の氏名を記載したもの
- (4) 被選挙人の氏名のほか他事を記載したもの。ただし、職業、身分又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。
- (5) 被選挙人の氏名を自署しないもの
- (6) 何人の氏名を記載したか確認し難いもの
- (7) 白票
- (8) その他中央選管において、無効と判定されたもの

(得票の計算)

第17条 開票にあたって行う得票の計算（信任投票の場合には投票総数）は、次の各号によって計算

したものの合計値とする。

- (1) 第3条第1項第1号に定める選挙人については、1投票につき2得票（信任投票の場合は投票）として計算する。
- (2) 第3条第1項第2号に定める選挙人については、1投票につき1得票（信任投票の場合は投票）として計算する。
- (3) 第3条第1項第3号に定める選挙人については、1投票につき1得票（信任投票の場合は投票）として計算する。
- (4) 第3条第1項第4号に定める選挙人については、1投票につき1得票（信任投票の場合は投票）として計算する。
- (5) 第3条第1項第5号に定める選挙人については、1投票につき2得票（信任投票の場合は投票）として計算する。

（立候補）

第18条 選挙は、立候補により行う。

- 2 立候補しようとする者は、選挙の期日の公示があった日から選挙の期日の15日前までに、郵便によることなく、所定の立候補届を中央選管に届け出なければならない。
- 3 前項に定める所定の立候補届には、被選挙人の主要経歴及びマニフェスト（政策綱領）並びに第5条第1項に定める推薦人の推薦書を付すものとする。
- 4 被選挙人が立候補を辞退するときは、選挙の期日の10日前までに、所定の書式により中央選管に届け出なければならない。中央選管は、辞退届受理後、速やかにこの旨を公示しなければならない。

（立候補又は推薦の制限）

第19条 次の各号に掲げる者は、その職務についている間、本選挙の被選挙人として立候補し又は他の人を被選挙人として推薦してはならない。

- (1) 中央選管委員（委員長を含む。）
- (2) 地区選管委員（委員長を含む。）

（選挙及び当選者の公示）

第20条 中央選管は、選挙の期日等選挙に関する必要な事項を、選挙の期日の25日前までに公示しなければならない。

- 2 中央選管は、被選挙人の氏名・主要経歴及びマニフェスト（政策綱領）等を、立候補届締切後速やかに公示しなければならない。
- 3 中央選管は、被選挙人の所信を表明する機会を設ける場合は、その開催に関する事項を速やかに公示しなければならない。
- 4 中央選管は、選挙の有効無効、当選者、当選の有効無効について、選挙後速やかに公示しなければならない。
- 5 前4項に定める公示は、次の場所及びホームページにおいて行う。
 - (1) 法政大学市ヶ谷校地掲示場
 - (2) 法政大学多摩校地掲示場
 - (3) 法政大学小金井校地掲示場
 - (4) 法政大学三鷹校地掲示場
 - (5) 法政大学川崎校地掲示場
 - (6) 法政大学鶴見校地掲示場

（当選等の効力の発生）

第21条 当選者の当選の効力は、前条第4項に定める公示があった日から生じるものとする。

（選挙運動）

第22条 本選挙にあたって、選挙人及び被選挙人は、中央選管が定める選挙活動についての「倫理綱領」に基づき、大学人として良識ある判断に基づいて行動しなければならない。

- 2 文書配布（郵便を含む。）、電話又はEメール等を使用した選挙運動については、第1項に定める倫理綱領に従うものとする。
- 3 選挙人は、特定の個人又は容易に特定の個人を連想させる事柄について、誹謗し、中傷してはならない。

(選挙争訟)

第23条 本選挙に関する争訟は、中央選管が処理する。

(報告並びに推薦)

第24条 中央選管の委員長は、速やかに選挙の結果を、得票順位及び得票数を付して、総長に報告し、当選者を総長候補者として推薦する。ただし、第13条に定める信任投票の場合は、得票順位は含まないものとする。

(事務局)

第25条 事務局は総務部総務課とする。

(改廃)

第26条 この規則の改廃は、あらかじめ本学の構成員である大学教員、評議員、附属校専任教員及び専任職員の意見を聞く手続きを経たうえで、理事会がこれを行う。

付 則

- 1 この規則は、2010年6月9日から施行し、2011年4月1日から就任する総長の候補者の選出から適用する。
- 2 この規則の施行により、「総長候補者選出規則」、「総長候補者推薦規則」及び「総長候補者選挙規則」は2011年3月31日をもって廃止する。
- 3 この規則は、2010年6月30日から一部改正施行し、2011年4月1日から就任する総長の候補者の選出から適用する。
- 4 この規則は、2012年6月13日から一部改正し、施行する。
- 5 この規則は、2015年6月10日から一部改正し、施行する。
- 6 この規則は、2015年12月9日から一部改正施行し、2017年4月1日から就任する総長の候補者の選出から適用する。改正前の規則において選任されたことのある総長の任期については、第5条第2項第1号にかかわらず、改正前の規則により通算3期までとする。ただし、2021年4月1日までに就任する総長の時限措置とする。
- 7 この規則は、2018年4月1日から一部改正し、施行する。(女子高等学校の国際高等学校への校名変更に伴う改正)
- 8 この規則は、2020年1月15日から一部改正し、施行する。

別表

総長候補者選挙・投票区

	(規則3-1-1) 大学教員	(規則 3-1-2) 助手	(規則 3-1-3) 職員	(規則 3-1-4) 中・高教 員	(規則 3-1-5) 評議員
第1投票 区 (市ヶ谷 校地) (規則 4-1-1)	○ 法・文・経営・国際文化・人間 環境・キャリアデザイン・デザ イン工・グローバル教養・大学 院	○	○		○ 除・大学 教員
第2投票 区 (多摩校 地) (規則 4-1-2)	○ 経済・社会・現代福祉・スポー ツ健康	○	○		
第3投票	○	○	○		

区 (小金井校地) (規則 4-1-3)	情報科学・理工・生命科学				
第4投票区 (三鷹校地) (規則 4-1-4)			○	○	
第5投票区 (川崎校地) (規則 4-1-5)			○	○	
第6投票区 (鶴見校地) (規則 4-1-6)			○	○	

(注) ○は投票場所を示す。

(追53)